

## 広島県告示第五百八十二号

指定管理者管理漁港施設使用基準を次のように定める。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 指定管理者管理漁港施設使用基準

目次

- 第一章 総則（第一条―第十四条）
  - 第二章 艇置施設、船台及び上下架施設（第十五条―第十七条）
  - 第三章 研修室、駐車場及びシャワー（第十八条）
  - 第四章 構内道路（第十九条）
- 附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

第一条 広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。）第十四条の三第二項に規定する指定管理施設の円滑で適正な運営に資するため、当該施設の使用と管理に関する基準を定める。

（定義）

第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「施設」とは、条例第十四条の三第二項に規定する指定管理施設をいう。
- 二 「使用者」とは、県から施設の使用許可を受けた者をいう。
- 三 「許可艇」とは、県から施設の使用許可を受けた船舶をいう。
- 四 「共同所有者」とは、許可艇が個人の共有である場合において、その許可艇の所有者である者をいう。
- 五 「共同使用者」とは、共同所有者、許可艇を維持管理する上で必要な者及び許可艇を操縦する上で必要な者のうち、使用者から届出のあった者をいう。
- 六 「使用者等」とは、第二号に定める使用者及び前号に定める共同使用者をいう。
- 七 「管理者」とは、広島県及びその職員をいう。
- 八 「指定管理者」とは、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより知事の指定を受けた法人その他の団体及びその職員をいう。

（資格）

- 第三条 艇置施設の使用許可の対象船舶は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
  - 一 艇置施設内に艇置が可能な船舶であること。
  - 二 排水装置を備えていること。
  - 三 総トン数二十トン未満の船舶である場合にあつては小型船舶の登録等に関する法律（

平成十三年法律第百二二号) 第七条の規定により通知を受けた船舶番号を、漁船である場合にあっては漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号) 第十二条第一項の規定により交付を受けた登録番号を船体に表示していること。

四 パーソナルウォータークラフト、カヌー、セールボードその他これらに類するものではないこと。

五 その他知事が艇置施設の使用を不相当と認めた船舶でないこと。

2 艇置施設の使用許可を受ける者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

一 艇置する船舶の所有者又はリース契約等により当該船舶の独占的な使用权を有する者であること。

二 艇置する船舶が法人の所有に係るものであるときは、法人管理責任者として指定管理者に登録される者がいること。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると管理者が認める者その他管理者が艇置施設の使用を不相当と認める者でないこと。

#### (施設の使用)

第四条 使用者等は、条例、広島県漁港管理条例施行規則(昭和四十年広島県規則第四十二号。以下「規則」という。)、この基準、この基準に基づき管理者が定める運用に関して必要な事項及び使用許可に際して付される条件並びに管理者及び指定管理者の指示に従い、施設を使用することができる。

#### (許可申請等)

第五条 施設の使用許可を受けようとする者(以下「使用許可申請者」という。)は、規則第七条第一項に規定する使用許可申請書を管理者に提出しようとするときは、指定管理者を経由して提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用許可申請者に対し、当該許可申請に対する使用許可の可否を判断するため、指定管理者を経由して必要な書類の提出を求めることができる。

3 第一項に定めるもののほか、規則による提出書類は、指定管理者を経由して提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (善管注意義務)

第六条 使用者等は、善良な管理者の注意をもって、施設を使用しなければならない。

#### (環境配慮義務)

第七条 使用者等は、自らの負担において、使用する施設を随時清掃し、当該施設及びその周辺に木切れ、荷札、針金、金属くず、木皮、土砂、弁当ガラ等のゴミが散乱し、又は第三者による不法投棄が行われることのないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 使用者等は、飛散しやすい貨物を取り扱う場合は、当該貨物の飛散防止措置を講じなければならない。

3 使用者等は、施設に正当な理由なく車両を放置してはならない。

(安全配慮義務)

第八条 使用者等は、施設の使用期間中は、関係者及び一般公衆の安全に配慮し、危険を防止するための措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第九条 使用者等は、施設を損傷し、汚染し、又は滅失したときは、自らの負担において当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者等は、前項の原状回復を行うときは、あらかじめ指定管理者を経由して管理者に届け出なければならない。ただし、生命又は財産の安全を確保するために行う応急措置については、この限りでない。

(禁止事項)

第十条 施設の円滑かつ適正な利用及び事故防止のため、使用者等は次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 許可を受けている施設以外の施設に許可なく立ち入ること（管理者が特に認める場合を除く。）。
  - 二 施設で魚釣り等の漁獲行為を行うこと。
  - 三 正当な理由なく施設で寝泊まり等を行うこと。
  - 四 正当な理由なく構内管理道路に駐車すること（管理者が特に認める場合を除く。）。
  - 五 正当な理由なく施設に車両、荷物、ゴミ若しくは廃棄物を放置し、又は投棄すること。
  - 六 知事の事前の書面による許可なく、継続的に許可艇を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
  - 七 他の使用者の迷惑となる行為を行う等、施設内の秩序を乱すこと。
  - 八 知事の事前の書面による許可なく、施設内においてポート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。
  - 九 施設内において許可艇以外の浮き船台を使用すること。
  - 十 施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為若しくは法令違反行為を行い、又は使用者の許可艇を使用させた者にこれらの行為を行わせること。（使用許可の取消し等）
- 第十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は使用者に対し、施設の使用を禁止し、施設の使用許可を取り消し、又は原状回復その他必要な措置を命じることができ  
る。
- 一 条例第十一条の四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 許可条件に違反したとき。
  - 三 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
  - 四 使用期限又は許可面積の範囲を超えて使用したとき。
  - 五 施設を許可内容に反する方法で使用したとき。

六 管理者に無断で施設に工作物を設置したとき。

七 使用施設を公用又は公共用に供する必要があるとき。

八 施設若しくは設備の保全上、機能確保上又は管理運営上の必要が生じたとき。

(権利の譲渡制限)

第十二条 使用者は、施設の使用の許可により生じる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。

(損害の負担)

第十三条 台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為、不可抗力その他管理者及び指定管理者の責めに帰すことができない理由によって、使用者等又は第三者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合において、管理者及び指定管理者は、使用者等及び第三者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(紛争の処理)

第十四条 使用者等の行為又は使用者等が管理すべき物件により、第三者との間に紛争、事故等が発生したときは、使用者等は、使用者等自身の責任と負担においてこれを処理し、又は解決するものとする。

2 前項の場合において、管理者又は指定管理者が紛争、事故等の処理又は解決を行ったときは、当該処理又は解決に要した費用は、すべて使用者等の負担とする。

第二章 艇置施設、船台及び上下架施設

(使用期間)

第十五条 艇置施設（ビジター用海上艇置施設を除く。）、船台（陸上艇置施設使用者が使用する場合に限る。）及び上下架施設（陸上艇置施設使用者が使用する場合に限る。）の使用期間は、原則として一年以内とする。

2 前項の使用期間満了後、引き続き当該艇置施設を使用しようとする者は、使用期間の許可更新の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、期間満了の日の二月前までに指定管理者を経由して管理者に更新使用許可の申請をしなければならない。

(艇置区画の決定)

第十六条 管理者は、原則として先に使用許可を受けた船舶を優先して艇置区画の決定を行う。ただし、管理者が艇置施設の効率的かつ公平な利用のため必要と認めるときは、決定された艇置区画の変更を命じることができる。

(運用基準)

第十七条 管理者は、条例、規則及びこの基準の定める範囲内で、この章の運用に関して必要な事項を定めることができる。

第三章 研修室、駐車場及びシャワー

(研修室、駐車場及びシャワーの使用)

第十八条 研修室、駐車場及びシャワーの利用者は、使用時間及び使用方法について、管理

者及び指定管理者の指示に従わなければならない。

#### 第四章 構内道路

##### (構内道路の使用)

第十九条 構内道路の利用者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他関係法令を遵守しなければならない。

##### 附 則

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。